

さいたま市繁華街商業環境整備推進員設置要領

(設置)

第1条 繁華街において健全で快適な商業環境を創出するために自主的な活動を行う団体を支援するため、さいたま市繁華街商業環境整備推進員（以下「推進員」という。）を設置する。

(推進員の資格)

第2条 推進員は、繁華街の存する商店会、自治会その他の地域を主体とする団体（以下「商店会等」という。）の構成員で、市が実施する繁華街商業環境整備推進員講習会（次条において「講習会」という。）を修了したものとする。

(推進員証の交付)

第3条 市長は、講習会を修了した者が宣誓書（様式第1号）を提出したときは、さいたま市繁華街商業環境整備推進員証（様式第2号。以下「推進員証」という。）を交付する。

- 2 市長は、推進員証の有効期限が満了する者が、推進員証の更新を希望する場合には、新たな推進員証を交付することができる。
- 3 前2項の推進員証の有効期限は、2年以内で市長が定める期間とする。

(推進員の役割)

第4条 推進員は、繁華街における快適な商業環境の創出のための取組において、中心的な役割を担うものとする。

- 2 推進員は、その所属する商店会等が実施する商業環境整備活動に関し、必要な助言及び指導を行い、事故防止に努めるものとする。

(商店会等の役割)

第5条 商店会等は、その活動する地域において、快適な商業環境の整備に努めるものとする。

- 2 前項の目的を達成するため、商店会等は、その活動する地域において自主的なパトロール活動を実施することができる。
- 3 商店会等は、商業環境整備活動にあたっては、推進員に協力するとともにその助言及び指導に従うものとする。

(実施計画書等)

第6条 前条第2項の活動を実施する場合においては、商店会等の代表者は、あらかじめ市に実施計画書を提出するものとする。

- 2 前条第2項の活動を実施した場合においては、商店会等の代表者は、速やかに実施報告書を提出するものとする。

(注意)

第7条 推進員は、第5条第2項の活動を行っている際に、来訪者の快適な通行を阻害する行為を行っている者を見つけた場合には、その行為を防止するため、必要な注意をすることができる。

2 前項の注意を行うにあたっては、推進員証を携行し、請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の注意を行うにあたっては、他人の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(推進員証の返還)

第8条 市長は、推進員が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、推進員証の返還を求める。

(1) 推進員としての信用を傷つけ、又は推進員たるにふさわしくない行為があったとき。

(2) 第3条第1項の規定により提出した宣誓書に違背したとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、市長の指示に従わなかったとき。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年2月6日から施行する。

(経過措置)

2 第2条及び第3条の規定にかかわらず、平成28年度年末年始におけるさいたま市繁華街商業環境整備推進員設置要領に基づく推進員証の交付を受けていた者が平成29年3月31日までに宣誓書を提出した場合には、推進員証を交付するものとする。

附 則

この要領は、平成30年3月14日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

（宛先）さいたま市長

自宅住所

氏名

生年月日

宣誓書

私は、さいたま市繁華街商業環境整備推進員証（以下、「推進員証」という。）の交付にあたり、下記の事項を誓約いたします。

記

- 繁華街における快適な商業環境の整備に関する指針及びさいたま市繁華街商業環境整備推進員制度の趣旨を理解し、既存の法律・条例の範囲内において、健全で快適な商業環境の創出に努めます。
- 法律・埼玉県条例・さいたま市条例を遵守し、貴市に迷惑をかける行為は行いません。
- さいたま市繁華街商業環境整備推進員としての信用を傷つけ、または推進員たるにふさわしくない行為を行った場合には推進員証を返還します。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。また、暴力団員との交遊関係はありません。
- 本誓約書に記載されている情報を暴力団排除のため、必要に応じ、貴市が関係機関に照会することに同意します。

様式第2号（第3条関係）（表）

	第	号
さいたま市繁華街商業環境整備推進員証		
氏名		
上記の者は、さいたま市繁華街商業環境整備推進員であることを証明 します。		
年	月	日
さいたま市長		印

様式第2号（第3条関係）（裏）

注意事項		
1 本証は、さいたま市繁華街商業環境整備推進員の活動を行う場合には、必ず携行しなければならない。		
2 関係人等からの請求があった場合は、本証を提示すること。		
3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。		
4 本証を紛失し、又は破損した場合は、直ちに理由を付して届け出なければならない。		
5 本証の有効期限は、年 月 日までとする。		